

(予算特別委員会資料)

令和6年度

予 算 説 明 書

(第1回定例会)

教 育 委 員 会

目 次

1	令和6年度教育委員会予算編成方針	1
2	令和6年度教育委員会予算の主要事業	2
3	令和6年度歳入歳出予算事項別計算書	
(1)	歳入歳出予算一覧	9
(2)	歳入予算の説明	10
(3)	歳出予算の説明	14
4	債務負担行為	23
5	予算関連議案	
第7号議案	学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件 (教育委員会関係分)	25
第9号議案	執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件 (教育委員会関係分)	28
第13号議案	神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例の件 (教育委員会関係分)	42
第14号議案	神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件 (教育委員会関係分)	67
第33号議案	神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例の件	69

1 令和6年度教育委員会予算編成方針

少子高齢化や人口減少、急速な技術革新の進展やグローバル化など、社会状況が変化中、これからの時代においては、子供たち一人ひとりのよさや個性を伸ばし、自ら学び、自ら考え、主体的に行動する力を育むとともに、他者を大切にし、支え合い、協力する経験を通じて未来の創り手となれるよう、教育の充実に取り組む必要がある。

令和6年度予算の編成にあたっては、そのような状況を踏まえつつ、「神戸市教育大綱」の方針の下、第4期神戸市教育振興基本計画に基づき、以下の5つの施策に重点的に取り組んでいく。

1. 子供が主役のこれからの学び
2. 一人ひとりに応じたきめ細かな支援
3. 安全・安心で過ごしやすい環境づくり
4. 子供に向き合い寄り添える学校づくり
5. 地域とともにつくる開かれた学校

2 令和6年度教育委員会予算の主要事業

1 子供が主役のこれからの学び

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○ICTの利活用等による個別最適な学びと協働的な学びの推進</p> <p>学校教育における基盤的なツールとなるICTの活用促進やきめ細かな学習指導を行うための授業改善を図るなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、「確かな学力」を身につけることを目指していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業や家庭学習における学習用パソコンの活用促進 ・神戸市の教員専用ポータルサイト「KOBEX～指導案・教材データベース～」の充実 ・児童生徒の学習状況を把握・分析し授業改善につなげるため、全国学力・学習状況調査に加え、神戸市学力・学習状況調査を実施 ・教員と連携して放課後学習や同室複数指導、少人数指導などを行う「学習指導員」を引き続き全小中学校に配置 ・子供たち一人ひとりに応じたきめ細かな支援の実現に向けて、教育データの利活用の具体的な方策等について研究を実施 	580,460
<p>② GIGAスクール構想の推進</p> <p>子供たちの自主的な学びを促進し、多様でより深い学びにつなげるとともに、1人1台の学習用パソコンをはじめとしたICT機器を活用し、学力向上に向けた効果的な教育活動を着実に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者用デジタル教科書を小中学校・特別支援学校で継続導入 ・学習者用デジタル教科書（英語）を小学校5・6年生及び中学校全学年で導入 	2,595,657
<p>③ ○小学校教科担任制の推進</p> <p>学習が高度化する小学校高学年において、学力向上に向けて専門性の高い教科指導を行うとともに、中学校への円滑な接続を図るため、引き続き教科担任制を推進する。</p>	—
<p>④ ○英語教育の推進</p> <p>ネイティブスピーカーとの生きたコミュニケーションを図る機会を拡大し、児童生徒の英語力向上及び国際理解を深めるため、全小・中・高・特別支援学校に外国語指導助手（ALT）を配置する。</p> <p>また、オンラインも活用した姉妹都市等との国際交流事業や小中学生を対象とした各種キャラバンプログラムを実施するなど、外国語で実践的なコミュニケーションを図る機会を充実させる。</p> <p>加えて、生徒の実践的コミュニケーション力の向上と教員の授業改善に資するため、中学校2年生の一部を対象に、民間事業者による英語4技能テストを試行的に実施する。</p>	958,653

<p>⑤ 体力向上に向けた取組みの推進 体育の授業改善に取り組むほか、放課後の運動場等を児童に開放する運動機会の拡充に向けた取組み等を推進するなど、児童生徒の体力向上に向けた取組みを推進する。</p>	12,079
<p>⑥ 豊かな体験学習の推進 小学校では、学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、自然に触れ合う体験型環境学習や集団宿泊活動等を通じて、主体性を育むことを目的にした環境体験（3年生）及び自然学校（5年生）を実施する。 中学校では、心の教育の充実を図り、職業観・勤労観を育むことを目的にした職場体験等「トライやる・ウィーク」（2年生）を実施する。</p>	226,033
<p>⑦ 学校図書館の充実 児童生徒の豊かな心と、読解力や思考力、表現力など確かな学力を育むため、全小中学校に学校司書を配置するとともに、学校図書館環境を整備し、児童生徒の読書活動や図書資料を効果的に活用した授業を推進することで、子供たちの学びの質を高めていく。</p>	425,719
<p>⑧ ◎これからの市立高等学校のあり方の検討 国の普通科改革や、今後予想される更なる少子化及びグローバル化の進展をふまえ、これから市立高等学校が育成すべき人材や教育内容等について、幅広い分野から意見を求める有識者会議を開催し、これからの市立高等学校のあり方に関する方針案を策定する。</p>	—

2 一人ひとりに応じたきめ細かな支援

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○不登校等の児童生徒に対する支援 不登校支援の充実に向けた基本方針に基づき、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立できるよう、学校と教育委員会事務局が連携して、多様な学びの場の確保と積極的な情報提供を行う。 ・独自の教育課程を編成し、個々の学習状況に応じた学びを支援する「学びの多様化学校」を令和7年度に男女共同参画センター3階に開校予定 ・全小中学校において、教室以外の居場所である「校内サポートルーム」を整備し、支援員を配置 ・全てのくすのき教室（教育支援センター）で小学生の受け入れを拡充するとともに、新たな分室を設置 ・メタバースなどICTを活用した学習支援 ・セミナーの開催や交流機会の創出など、保護者支援の充実 ・フリースクール等関係機関との情報共有を図り、連携を強化</p>	463,283 (別途2月補正 83,650千円)
<p>② ○いじめ未然防止学習等の推進 児童生徒が主体となっていじめについて考え、理解を深めるために、本市独自の学習案を作成し、児童生徒の発達段階に応じた授業を実施するとともに、「神戸いじめ防止フォーラム」を開催し、いじめを許さない土壌づくりに取り組む。</p>	12,076

<p>③ 特別支援教育支援員等の配置</p>	<p>246,755</p>
<p>学校園において、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置を継続して行う。</p>	
<p>また、主に安全面での見守りを行う特別支援教育ボランティアを引き続き配置する。</p>	
<p>(特別支援教育支援員配置校数)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度：59校 	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度：60校 	
<p>④ 医療的ケア支援</p>	<p>152,819</p>
<p>医療的ケアが必要な児童生徒等を支援するため、特別支援学校へ看護師を配置し、幼稚園、小中学校及び高等学校へは訪問看護ステーションから看護師を派遣する。また、保護者負担の軽減及び児童生徒等の社会的自立のため、看護師が特別支援学校スクールバスへ添乗し通学支援を行う（月6回・下校時）。</p>	
<p>⑤ ○自校通級指導教室の整備</p>	<p>5,000</p>
<p>通級による指導を必要とする児童生徒の増加に対応するとともに、児童生徒が自らの通う小中学校で指導を受けられる体制を整えるため、拠点校通級指導教室（市内14か所）に加え、新たに18校で自校通級指導教室を整備する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度：40校 	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度：58校 	
<p>⑥ 特別支援教育の推進に向けた教員の人材育成・資質向上</p>	<p>950</p>
<p>教員の専門性の向上及び中核となり指導的立場を担うことのできる能力・経験を有する人材の育成のため、教員を大学院等へ派遣する。また、必要な基礎的知識の習得及び実践の向上を目的として、全教員を対象とした研修を実施する。</p>	
<p>⑦ ○外国人児童生徒等の支援拡充</p>	<p>134,649</p>
<p>新たに来日した児童生徒を対象に、初歩的な日本語や学校生活について集中的に指導を行う拠点教室を開設するとともに、教員が話す授業内容を翻訳する授業通訳支援機器を導入し、外国人児童生徒への学習支援を充実させる。</p>	
<p>また、日本語サポートひろばにおいて、転入時における日本語能力測定や指導計画作成支援等を実施するとともに、支援員を学校園に引き続き配置する。</p>	
<p>⑧ ネットいじめ・ネット依存等の防止対策</p>	<p>2,526</p>
<p>ネットによるいじめ等の人権侵害やトラブルを防止するため、またネット依存を防止し、適正なネット利用につなげるため、専門家による出前授業を実施する。</p>	

3 安全・安心で過ごしやすい環境づくり

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○中学校給食の全員喫食の実施</p> <p>給食センター2ヶ所をPFI手法により整備するとともに、民間調理施設方式や、補完的に実施する親子調理方式により、順次温かい給食による全員喫食を実施する。</p> <p>また、全員喫食実施までの間、保温食缶を活用した温かい給食の提供を引き続き実施する。</p> <p><スケジュール(予定)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年 9月 中央区6校 民間調理施設方式 ・令和6年10月 中央区1校・須磨区3校 親子調理方式 ・令和7年 1月 須磨区8校・垂水区11校 給食センター方式(第一学校給食センター) ・令和7年 4月 長田区6校・西区13校 民間調理施設方式 ・令和8年 1月 東灘区7校・灘区5校・兵庫区5校・北区16校 民間調理施設方式、給食センター方式(第二学校給食センター) 	<p>3,788,440 (別途11月補正 117,953千円)</p>
<p>② 学校給食における食材費高騰対策</p> <p>社会情勢の影響による食材価格の高騰が続く中で、現行価格水準において給食提供に必要な食材費と、保護者が負担する給食費との差額を、令和6年度も引き続き公費により負担し、栄養バランスのとれた給食を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者負担額(令和5年度と同額) 小学校 260円/食、中学校 170円/食(半額助成を継続) ・給食提供単価 小学校 310円/食、中学校 370円程度/食 	<p>787,247</p>
<p>③ 中学校給食費の半額助成</p> <p>保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、全世帯の中学校給食費の負担を半額とする。(所得制限なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校給食費：年額 約57,000円 → 約28,500円 <p>※就学援助世帯はこれまでどおり全額無償</p>	<p>343,088</p>
<p>④ ○小学校給食調理等業務委託</p> <p>民間活力の導入により小学校給食を安定的かつ効率的に提供するため、新たに5校の自校調理校において調理等業務の民間委託を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度：30校 ・令和6年度：35校 	<p>993,609</p>
<p>⑤ ○学校施設のバリアフリー改修</p> <p>学校施設におけるバリアフリー化を進めるため、エレベーターの設置やスロープ等による段差解消を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター設置：3校 ・スロープ等による段差解消：31校(内11校は大規模・長寿命化改修で別途実施) ・ユニバーサルトイレ設置：22校(内2校は大規模・長寿命化改修で別途実施) 	<p>— (別途2月補正 710,000千円)</p>

<p>⑥ ○垂水小学校校舎増改築 教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、校舎の増改築等を行う。 ・令和6年度：南校舎建設工事等 (令和6年度竣工予定)</p>		2,198,339
<p>⑦ ○こうべ小学校校舎増築 教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、校舎の増築等を行う。 ・令和4年度～：校舎建設工事(令和6年度竣工予定)</p>		662,270
<p>⑧ ○春日野小学校校舎増改築 老朽化した春日野小学校について、教育環境の改善を図るため、校舎の増改築等を行う。 ・令和5年度：校舎建設工事等(令和6年度一部竣工予定)</p>		2,010,771
<p>⑨ ○学校園の大規模・長寿命化改修 学校園の老朽化対策を行い、安全・安心な教育環境を確保するため、大規模・長寿命化改修工事を行う。 ・令和6年度：小学校14校、中学校6校</p>		— (別途2月補正 5,316,196千円)
<p>⑩ ◎義務教育学校港島学園校舎一体化整備 老朽化した義務教育学校港島学園の大規模改修に併せて小中一貫教育を推進していくため、前・後期の校舎を一体化整備する。 ・令和6年度：準備工事 ・令和7～10年度(予定)：長寿命化工事、校舎一体化工事</p>		65,075

4 子供に向き合い寄り添える学校づくり

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○令和の時代における「学校の業務と活動」 教職員が心身の健康やゆとりある時間を確保し、一人ひとりの子供に寄り添った質の高い教育を提供できるよう、これまで当然のものとして取り組んできた「学校の業務と活動」を見つめ直し、令和の時代にふさわしいものへと創り直していく。 また、教員の長時間勤務解消に向けた取組みを進めていくとともに、学校・保護者・地域の相互連携を図り、子供たちの学びや成長を支えていく。</p>	—
<p>② ○スクール・サポート・スタッフの全校配置 教員が教材研究等の本来業務に注力できるよう、学校現場において業務補助を行うスクール・サポート・スタッフを全ての小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校に拡充配置する。 ・令和5年度：160校 ・令和6年度：250校</p>	230,235

<p>③ ○学校給食費の公会計化</p> <p>令和6年度から公会計に移行し、公会計移行後の食材調達費を市会計に計上する。また、教育委員会事務局において学校給食費の徴収管理及び未納対応を一元的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度～ 小学校・特別支援学校の給食費を公会計化 ※中学校の給食費は全員喫食制への移行時に公会計化予定 	4,306,591																												
<p>④ ○学年（チーム）担任制の導入</p> <p>児童生徒の変化に気づく機会を増やすとともに、多くの教職員との活動や対話を通じて、多様な能力の伸長を図り、健やかな成長につなげるため、小学校高学年及び中学校を対象に、学級担任を固定せず、学級における指導等の業務を複数の教員がローテーションで担当する「学年（チーム）担任制」のモデル実施校を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度：4校 ・令和6年度：9校 	300																												
<p>⑤ ○小学校35人学級編制の段階的实施</p> <p>少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、国の制度変更に合わせて、小学校2年生から6年生の学級編制基準を35人に、段階的に引き下げる。（令和3年度～令和7年度）</p> <p>＜小学校学級編制基準＞</p> <table border="1" data-bbox="229 1003 1227 1187"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> <td>35人</td> </tr> </tbody> </table>		1年	2年	3年	4年	5年	6年	令和5年度	35人	35人	35人	35人	40人	40人	令和6年度	35人	35人	35人	35人	35人	40人	令和7年度	35人	35人	35人	35人	35人	35人	—
	1年	2年	3年	4年	5年	6年																							
令和5年度	35人	35人	35人	35人	40人	40人																							
令和6年度	35人	35人	35人	35人	35人	40人																							
令和7年度	35人	35人	35人	35人	35人	35人																							
<p>⑥ ○教育情報インフラの再構築</p> <p>教員が使用する端末及びネットワーク環境である「神戸教育情報基盤サービス（KIIF3）」を再構築する。</p> <p>また、再構築後の教育情報インフラにおいては、入学時等の提出書類（各種調査票、同意書等）をスマートフォン等で提出できるように新たな機能を導入し、保護者の利便性向上と教職員の負担軽減を図る。</p> <p>（令和6年度～令和7年度調達、令和8年1月提供開始予定）</p>	897,709																												
<p>⑦ ◎市立高校におけるWeb出願システムの導入</p> <p>兵庫県と連携して高等学校受験における出願手続き電子化に向けたシステムを導入し、出願事務における教職員の業務負担軽減及び保護者の利便性向上を図る。</p>	5,492																												
<p>⑧ スクールカウンセラーの配置</p> <p>児童生徒や保護者の心のケアを図り、安心な学校づくりを進めるため、児童生徒や学校の実情に応じた柔軟な教育相談及び支援を行うスクールカウンセラーを全小中学校等に配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度：月4回配置：全小中学校・高等学校等 月2回配置：全特別支援学校 	353,089																												

<p>⑨ スクールソーシャルワーカーの配置 家庭・学校・地域及び関係機関の支援ネットワークを構築する福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを効果的に配置し、子供の健全な成長を支援するとともに、虐待や不登校等の早期発見・早期対応を進める。</p>	104,427
<p>⑩ ○採用前研修の実施 初めて教壇に立つ教員を対象として、スムーズに学校現場に入り、即戦力として活躍できるよう、教員としての基礎・基本や、学級経営、授業づくりなどを学ぶ実践的な研修を、採用前の2月初旬から3月中旬にかけて実施する。</p>	—

5 地域とともに作る開かれた学校

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① コミュニティ・スクールの推進 小・中学校、義務教育学校に設置した学校運営協議会を中心として、学校・保護者・地域住民等の相互連携をより一層促進することにより、学校運営の改善・向上や児童生徒の健全育成につなげる。</p>	26,839
<p>② ○新たな学校施設開放事業 学校施設の更なる活用を図るため、施設利用のインターネット予約システムと施設の鍵のスマートロック化を連動させた体育館の夜間開放を拡大する。 また、より市民が利用しやすい学校施設開放事業のあり方について検討を行う。</p>	31,343
<p>③ ○中学校部活動の地域移行に向けた取組みと外部人材の活用 休日部活動の地域移行に向けて、地域移行の受け皿確保のためのモデル事業を実施するとともに、その対象エリアを拡充する。 また、顧問教員の多忙化解消と持続可能な部活動運営を図るため、教員に代わって部活動の指導等を行う部活動指導員を引き続き配置する。</p>	128,453 (別途2月補正 13,250千円)

3 令和6年度歳入歳出予算事項別計算書

[予算第1号議案] 令和6年度神戸市一般会計予算（教育委員会所管分）

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
17 使用料及手数料	327,095	13 教 育 費	132,465,241
1 使 用 料	321,811	1 教 育 総 務 費	9,489,456
2 手 数 料	5,284	2 教 育 振 興 費	1,305,466
18 国庫支出金	19,539,685	3 幼 稚 園 費	1,932,930
1 負 担 金	16,855,826	4 小 学 校 費	49,028,844
2 補 助 金	2,620,666	5 中 学 校 費	25,895,226
3 委 託 金	63,193	6 高 等 学 校 費	6,085,799
19 県 支 出 金	157,586	7 特 別 支 援 学 校 費	8,589,301
2 補 助 金	157,586	11 社 会 教 育 費	150,831
20 財 産 収 入	23,106	12 体 育 保 健 費	13,519,842
2 財 産 売 払 収 入	9,906	13 学 校 建 設 費	16,240,068
3 基 金 収 入	13,200	14 教 育 施 設 整 備 費	227,478
21 寄 附 金	50,000		
1 寄 附 金	50,000		
22 繰 入 金	14,945		
2 基 金 繰 入 金	14,945		
24 諸 収 入	4,461,325		
1 納 付 金	52,000		
2 措 置 費 等 受 入	—		
4 受 託 事 業 収 入	11,396		
5 貸 付 金 元 利 収 入	18,685		
6 過 年 度 収 入	—		
7 雑 入	4,379,244		
歳 入 合 計	24,573,742	歳 出 合 計	132,465,241

(2) 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	327,095	822,023	△ 494,928	
1 使 用 料	321,811	815,983	△ 494,172	
10 教 育 使 用 料	321,811	815,983	△ 494,172	
1 高 等 学 校	148,834	651,990	△ 503,156	授業料, 入学金
2 教 職 員 研 修 所	770	770	—	テナント使用料等
17 教 育 施 設	172,207	163,223	8,984	学校施設目的外使用料等
2 手 数 料	5,284	6,040	△ 756	
9 教 育 手 数 料	5,284	6,040	△ 756	
1 高 等 学 校	5,284	6,040	△ 756	入学選抜料等
18 国 庫 支 出 金	19,539,685	16,853,979	2,685,706	
1 負 担 金	16,855,826	16,211,032	644,794	
5 教 育 費 負 担 金	16,855,826	16,211,032	644,794	
1 教 育 費 国 庫 負 担 金	16,716,263	16,022,119	694,144	認証額の1/3
2 小 学 校 建 設 費 負 担 金	139,563	188,913	△ 49,350	認証額の1/2
2 補 助 金	2,620,666	584,190	2,036,476	
11 教 育 費 補 助	2,620,666	584,190	2,036,476	
2 就 学 奨 励 費 補 助	110,116	40,872	69,244	補助率1/2
3 学 校 教 育 費 補 助	1,177,521	417,052	760,469	補助率10/10、1/2又は1/3
5 保 護 児 童 生 徒 医 療 費 補 助	271	271	—	補助率1/2
6 学 校 設 備 費 補 助	515,541	13,193	502,348	補助率1/2
7 学 校 施 設 環 境 改 善 交 付 金	817,217	112,802	704,415	補助率1/2又は1/3

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 委 託 金	63,193	58,757	4,436	
3 其 他 委 託 金	63,193	58,757	4,436	
5 教 育 調 査 研 究 金 委 託 金	62,793	58,357	4,436	
6 人 権 啓 発 活 動 金 地 方 委 託 金	400	400	—	
19 県 支 出 金	157,586	163,181	△ 5,595	
2 補 助 金	157,586	163,181	△ 5,595	
10 教 育 費 補 助	157,586	163,181	△ 5,595	
1 ト ラ イ ヤ ル ウ イ ー ク 補 助	50,137	34,600	15,537	定額補助
2 自 然 学 校 補 助	102,654	108,806	△ 6,152	定額補助
3 学 校 教 育 費 補 助	4,165	19,162	△ 14,997	補助率10/10
4 特 別 支 援 学 校 自 然 体 験 活 動 補 助	425	425	—	定額補助
6 統 計 調 査 交 付 金	205	188	17	定額補助
20 財 産 収 入	23,106	19,693	3,413	
2 財 産 売 払 収 入	9,906	6,493	3,413	
3 物 品 売 却 代	9,906	6,493	3,413	
7 教 育 委 員 会	9,906	6,493	3,413	
3 基 金 収 入	13,200	13,200	—	
1 基 金 収 入	13,200	13,200	—	
9 大 学 奨 学 金 基 金	1,800	1,800	—	預金利子等
10 置 塩 こ ど も 育 成 基 金	11,400	11,400	—	預金利子等
21 寄 附 金	50,000	50,000	—	
1 寄 附 金	50,000	50,000	—	
2 其 他 寄 附	50,000	50,000	—	
10 教 育 委 員 会	50,000	50,000	—	

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
22 繰 入 金	14,945	14,804	141	
2 基 金 繰 入 金	14,945	14,804	141	
1 基 金 繰 入 金	14,945	14,804	141	
10 子 ども 交 流 支 援 入 基 金 繰 入	14,465	14,324	141	
17 大 学 奨 学 金 入 基 金 繰 入	480	480	—	
24 諸 収 入	4,461,325	1,068,570	3,392,755	
1 納 付 金	52,000	52,000	—	
6 教 育 費 納 付 金	52,000	52,000	—	
1 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー	52,000	52,000	—	災害共済給付制度掛金保護者負担分
2 措 置 費 等 受 入	—	596,609	△ 596,609	
2 教 育 施 設 給 付 費 受 入	—	596,609	△ 596,609	
幼 稚 園	—	596,609	△ 596,609	
4 受 託 事 業 収 入	11,396	1,295	10,101	
2 其 他 受 託 収 入	11,396	1,295	10,101	
2 就 学 就 園 事 務	11,396	1,295	10,101	西宮市からの受託収入等
5 貸 付 金 元 利 収 入	18,685	18,860	△ 175	
3 其 他 貸 付 金 返 還 金	18,685	18,860	△ 175	
8 入 学 貸 付 金	18,685	18,860	△ 175	
6 過 年 度 収 入	—	30,000	△ 30,000	
1 過 年 度 収 入	—	30,000	△ 30,000	
諸 給 与 金 戻 入	—	30,000	△ 30,000	

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
7 雑 入	4,379,244	369,806	4,009,438	
5 償 還 金	19,242	150,997	△ 131,755	
幼 稚 園	—	1,665	△ 1,665	
26 小 学 校	5,862	125,879	△ 120,017	
27 中 学 校	9,943	1,015	8,928	
28 高 等 学 校	57	2	55	
29 特 別 支 援 学 校	1,450	3,579	△ 2,129	
30 青 少 年 育 成 セ ン タ ー	1,600	1,350	250	
31 教 職 員 研 修 所	330	330	—	
学 校 給 食 場 共 同 調 理	—	17,177	△ 17,177	
6 受 講 料	150	150	—	
4 家 庭 教 育 講 座	150	150	—	
9 雑 入	4,359,852	218,659	4,141,193	
18 教 育 委 員 会	4,359,852	218,659	4,141,193	学校給食費収入等
合 計	24,573,742	18,992,250	5,581,492	

教育総務費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 教育総務費							
4 奨学援助費	1,004,927	1,007,027	△ 2,100	23,931	—	52,280	928,716
5 学校職員 厚生費	13,113	12,746	367	—	—	—	13,113

4 奨学援助費 本目は、就学援助費、奨学金及び私立学校振興対策費等である。

(1) 就学奨励費 883,924 千円

就学援助費 775,858 千円

(学用品費・通学用品費、校外活動費 等)

就学援助システム 5,173 千円

神戸市大学奨学金 2,280 千円

通学費補助 100,613 千円

(2) 私立学校園振興対策費 121,003 千円

5 学校職員
厚生費 本目は、教職員の表彰及び福利厚生事業等に要する経費である。

教育振興費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費	1,305,466	1,426,493	△ 121,027	177,535	3,000	53,504	1,071,427
1 教育振興費	1,215,990	1,330,549	△ 114,559	177,535	3,000	52,404	983,051
2 教職員研修費	89,476	95,944	△ 6,468	—	—	1,100	88,376

1 教育振興費 本目は、学力及び体力向上の推進、部活動の振興、いじめ防止対策・不登校支援、特別支援教育の推進、神出自然教育園及び青少年育成センターの管理運営等に要する経費である。

- (1) 学力向上の推進等 457,347 千円
- (2) 国際教育・防災教育・豊かな体験学習の推進等 409,017 千円
- (3) 体力向上の推進、部活動の振興等 51,738 千円
(別途 令和6年2月補正予算 13,250千円)
- (4) いじめ防止対策・不登校支援等 82,208 千円
(別途 令和6年2月補正予算 83,650千円)
- (5) 特別支援教育の推進 172,863 千円
- (6) 神出自然教育園の管理運営 21,570 千円
- (7) 青少年育成センターの管理運営 21,247 千円

2 教職員研修費 本目は、教職員の研修、教育に関する調査研究、教育相談及び教職員研修所の管理運営に要する経費である。

- (1) 教職員研修 4,431 千円
- (2) 教育活動推進・調査研究・教育相談 11,376 千円
- (3) 教職員研修所の管理運営 73,669 千円

幼稚園費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
3 幼稚園費	1,932,930	2,072,149	△ 139,219	549,161	—	5,843	1,377,926
1 教職員費	1,834,856	1,914,632	△ 79,776	—	—	—	1,834,856
2 運営費	98,074	157,517	△ 59,443	549,161	—	5,843	△ 456,930

1 教職員費 本目は、幼稚園教職員等の給料、職員手当等である。

2 運営費 本目は、幼稚園の管理運営費である。

(1) 管理運営費 56,201 千円

(2) 光熱水費 41,873 千円

小学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
4 小学校費	49,028,844	46,763,938	2,264,906	9,706,983	—	53,304	39,268,557
1 教職員費	45,680,284	42,841,529	2,838,755	9,656,946	—	36,598	35,986,740
2 運営費	3,348,560	3,922,409	△ 573,849	50,037	—	16,706	3,281,817

1 教職員費 本目は、小学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運営費 本目は、小学校、義務教育学校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 1,505,539 千円

(2) 光熱水費 1,843,021 千円

中学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
5 中 学 校 費	25,895,226	25,458,519	436,707	5,379,334	—	53,455	20,462,437
1 教 職 員 費	24,470,886	23,782,759	688,127	5,352,627	—	36,598	19,081,661
2 運 営 費	1,424,340	1,675,760	△ 251,420	26,707	—	16,857	1,380,776

1 教 職 員 費 本目は、中学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、中学校、義務教育学校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費 771,354 千円
- (2) 光熱水費 652,986 千円

高等学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
6 高 等 学 校 費	6,085,799	5,601,158	484,641	469,408	—	157,944	5,458,447
1 教 職 員 費	5,620,574	5,210,703	409,871	—	—	—	5,620,574
2 運 営 費	465,225	390,455	74,770	469,408	—	157,944	△ 162,127

1 教 職 員 費 本目は、高等学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、高等学校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費 240,657 千円
- (2) 光熱水費 224,568 千円

特別支援学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
7 特別支援学校費	8,589,301	8,035,405	553,896	1,706,690	—	10,805	6,871,806
1 教職員費	7,650,941	7,061,961	588,980	1,706,690	—	6,351	5,937,900
2 運営費	938,360	973,444	△ 35,084	—	—	4,454	933,906

1 教職員費 本目は、特別支援学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運営費 本目は、特別支援学校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費 78,763 千円
- (2) 光熱水費 145,100 千円
- (3) 通学バス運行費等 714,497 千円

社会教育費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
11 社会教育費	150,831	159,735	△ 8,904	716	—	—	150,115
3 学校開放費	150,831	159,735	△ 8,904	716	—	—	150,115

3 学校開放費 本目は、学校園施設開放事業に要する経費である。

体育保健費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費	13,519,842	6,110,744	7,409,098	595,988	2,422,000	4,255,939	6,245,915
1 学校保健費	822,145	794,583	27,562	884	—	52,000	769,261
2 学校給食費	12,697,697	5,245,530	7,452,167	595,104	2,422,000	4,203,939	5,476,654
学校体育費	—	70,631	△ 70,631	—	—	—	—

1 学校保健費 本目は、学校医等の配置、児童生徒の健康診断、学校保健の管理及び日本スポーツ振興センターの加入等に要する経費である。

- (1) 学校医等配置 553,346 千円
- (2) 児童生徒健康診断 114,698 千円
- (3) 学校保健管理 22,510 千円
- (4) 日本スポーツ振興センター納付金 131,591 千円

2 学校給食費 本目は、学校給食の充実、学校給食共同調理場の管理運営・民間委託及び食育推進に要する経費である。

- (1) 食品衛生管理等 112,414 千円
- (2) 学校給食事業負担金 33,779 千円
- (3) 就学援助費 709,848 千円
- (4) 学校給食共同調理場運営費 422,092 千円
- (5) 小学校給食調理等業務委託 993,609 千円
- (6) 中学校給食費 1,839,286 千円
(別途 令和5年11月補正予算 117,953千円)
- (7) 給食センター整備・運営等 3,563,242 千円
- (8) 学校給食の食材調達 4,961,554 千円
- (9) 食材費高騰対策 61,873 千円

学校建設費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費	16,240,068	12,564,368	3,675,700	423,987	6,285,000	174,367	9,356,714
1 幼稚園建設費	182,152	10,987	171,165	—	153,000	—	29,152
2 小学校建設費	5,814,187	2,862,233	2,951,954	308,346	3,596,000	—	1,909,841
3 中学校建設費	165,361	165,401	△ 40	—	—	—	165,361
4 特別支援学校建設費	77,561	80,725	△ 3,164	—	—	—	77,561

1 幼稚園建設費 本目は、幼稚園整備の事業費である。

(1) 幼稚園跡地管理・解体等 182,152 千円

2 小学校建設費 本目は、小学校整備の事業費である。

(1) 垂水小学校校舎増改築 2,198,339 千円

(2) こうべ小学校校舎増築 662,270 千円

(3) 春日野小学校校舎増改築 2,010,771 千円

(4) 義務教育学校港島学園校舎一体化整備 65,075 千円

(5) 学級増対策等 877,732 千円

3 中学校建設費 本目は、中学校整備の事業費である。

(1) 学級増対策等 165,361 千円

4 特別支援学校建設費 本目は、特別支援学校及び特別支援教室整備の事業費である。

(1) 特別支援教室整備 65,439 千円

(2) 学級増対策、学校用地管理等 12,122 千円

学校建設費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費							
5 学校設備費	4,963,479	4,070,994	892,485	46,133	—	—	4,917,346
6 学校改修費	5,037,328	5,374,028	△ 336,700	69,508	2,536,000	174,367	2,257,453

5 学校設備費 本目は、学校園の教材・設備及び学習用パソコン等の整備費である。

- (1) 学習用パソコン・ICT環境整備等 3,369,816 千円
- (2) 学校園設備（備品）整備 314,762 千円
- (3) 神戸教育情報基盤サービス（K I I F）等 1,179,338 千円
- (4) 校務支援システム 99,563 千円

6 学校改修費 本目は、学校施設の改修・維持管理等に要する事業費である。

- (1) 大規模・長寿命化・バリアフリー改修 — 千円
(別途 令和6年2月補正予算 6,082,989千円)
- (2) 学校園包括管理業務 368,843 千円
- (3) 学校施設改修等 4,668,485 千円
(別途 令和6年2月補正予算 139,324千円)

教育施設整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
14 教育施設整備費	227,478	519,594	△ 292,116	—	185,000	—	42,478
1 教育施設整備費	227,478	519,594	△ 292,116	—	185,000	—	42,478

1 教育施設整備費 本目は、学校給食共同調理場・教職員研修所等諸施設の整備に要する経費である。

4 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳				備 考
			国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
就学事務システム標準化事業	令和6~7年度	46,000	46,000	—	—	—	
就学援助システム	令和6~10年度	4,000	—	—	—	4,000	
神戸市学力・学習状況調査	令和6~7年度	85,000	—	—	—	85,000	
中学校給食調理等業務委託	令和6~7年度	435,000	—	—	—	435,000	
令和6年度小学校給食業務委託	令和6~10年度	1,444,000	—	—	—	1,444,000	
令和7年度小学校給食業務委託	令和6~11年度	1,053,000	—	—	—	1,053,000	
学校給食費関係帳票印刷業務	令和6~7年度	35,000	—	—	—	35,000	
給食センター整備運営事業に係るモニタリング業務	令和6~7年度	13,000	—	—	—	13,000	
旧平野小学校解体工事	令和6~7年度	134,000	—	121,000	—	13,000	
こうべ小学校既存校舎棟改修工事	令和6~7年度	109,000	—	81,000	—	28,000	
垂水小学校過密化対策	令和6~8年度	744,000	—	642,000	—	102,000	
義務教育学校港島学園校舎一体化整備	令和6~11年度	6,250,000	683,000	4,306,000	1,797,000	△ 536,000	
学校徴収金会計システム	令和6~10年度	64,000	—	—	—	64,000	
令和6年度学校ICT環境整備	令和6~13年度	121,000	—	—	—	121,000	
教育情報インフラ整備	令和6~12年度	12,112,000	—	—	—	12,112,000	
昇降機設備更新	令和6~8年度	159,000	—	142,000	—	17,000	
教職員研修所修改	令和6~7年度	88,000	—	65,000	—	23,000	

5 予算関連議案

第 7 号議案

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件
学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 学校法人の助成に関する条例（昭和26年 4 月 条例第19号）
- (2) 神戸市営住宅譲渡条例（昭和28年 4 月 条例第19号）
- (3) 神戸市公債条例（昭和29年 4 月 条例第22号）
- (4) 耐火構造住宅附属施設譲渡条例（昭和32年 1 月 条例第47号）
- (5) 神戸市統計調査条例（昭和32年 6 月 条例第18号）
- (6) 神戸市収入証紙条例（昭和39年 3 月 条例第44号）
- (7) 神戸市違法駐車等の防止に関する条例（平成 6 年 4 月 条例第 2 号）
- (8) 地方独立行政法人神戸市民病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成 21年 3 月 条例第55号）
- (9) 公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例（平成31年 3 月 条例第45号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 号及び次項から附則第 4 項までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する日前に売りさばかれた収入証紙（第 6 号の規定による廃止前の神戸市収入証紙条例（次項において「旧条例」という。）第 4 条の規定により無効とされるものを除く。以下同じ。）は、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 旧条例第 3 条第 1 項の規定により売りさばき人として指定されていた者で第 6 号の規定の施行の際現に買い受けた収入証紙を保有しているものは、市長が

定めるところにより、附則第1項ただし書に規定する日から令和7年6月30日までに当該収入証紙を返還しなければならない。この場合において、市長は、その定めるところにより、現金を還付するものとする。

4 前項に規定する者を除くほか、現に収入証紙を保有する者は、附則第1項ただし書に規定する日から令和10年3月31日までの間に限り、市長が定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

(市営住宅条例の一部改正)

5 神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第28条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(譲渡する住宅の家賃の減免等)</u></p> <p><u>第28条 市長は、神戸市営住宅譲渡条例(昭和28年4月条例第19号)の規定に基づき、市営住宅の譲渡契約(その譲渡代金の支払方法が全額即金払であるものを除く。)を締結したときは、当該市営住宅の所有権を移転するまでの家賃を免除することができる。この場合において、市長は、当該市営住宅の敷地の地代に相当する額を徴収することができる。</u></p>

2 前項の市営住宅の譲渡契約を解除したときは、市長は、譲渡代金の割賦金の納付に係る月の翌月以後の家賃を徴収する。

理 由

条例の制定から時間を経過したものの見直しを行ったことに伴い、条例を廃止する必要があるため。

第 9 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件
執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表第1及び別表第2に掲げるものを置く。 2 前項に定めるもののほか、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附	(設置) 第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。 2 前項に定めるもののほか、 <u>契約の相手方の選定に係る審査会</u> 、臨時的な行政課題について調査審議する審

属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表第1（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
神戸市宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による宅地造成工事規制区域の指定その他重要事項についての調査審議に関する事務	
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

定評価委員会	
神戸市消防局指定管理者選定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
神戸市技能奨励賞選考委員会	神戸市技能奨励賞（優れた技能を有し、伝統的技能の継承や従来の技能の改善及び改良に取り組むとともに、技能の研鑽 ^{さん} 及び向上のための計画を有している本市に在住し、かつ、在勤する若い技能者に贈呈する賞をいう。）の受賞者の選考に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

	る審査に関する事務
神戸市政調査会	本市の政策形成に関する重要事項についての調査研究及び審議に関する事務

(2) [略]

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理運営に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理運営に係る評価に関する事務
[略]	[略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市校区調整審議会	神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区についての調査審議に関する事務

	る審査に関する事務

(2) [略]

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理の委託に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理の委託に係る評価に関する事務
[略]	[略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市教育基本計画点検・評価委員会	教育振興基本計画（教育振興基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）の進捗状況に係る点検

[略]	[略]

	及び評価に関する事務
神戸市校 区調整審 議会	神戸市立学校設置条例 (昭和39年3月条例第 87号)に基づき設置さ れた小学校、中学校及 び義務教育学校の校区 についての調査審議に 関する事務
[略]	[略]

別表第2 (第1条関係)

附属機関	担任する事務
神戸市事 業者選定 委員会	契約の相手方の選定に関 する事務

備考 この表に掲げる附属機関は、担
任する事務の欄に規定する事務の必
要性に応じて執行機関が設置する。

(博物館条例の一部改正)

第2条 神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第23条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館・美術館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>協議会に博物館分科会及び小磯記念美術館分科会を設置する。</u></p> <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第20条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p>

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第3条 神戸市立小磯記念美術館条例(平成4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(博物館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>美術館に置く博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項に規定する博物館協議会については、神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)第12条の定めるところに</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(美術館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p>

よる。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他市長が適当であると認める者の中から市長が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部改正)

第4条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表) 第15条 [略]	(公表) 第15条 [略]

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かななければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かななければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4項中「当

<p>項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>
--	--

（市民の安全の推進に関する条例の一部改正）

第5条 神戸市民の安全の推進に関する条例（平成10年1月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

目次

前文

第 1 章～第 7 章 [略]

第 8 章 [略]

附則

第 8 章 [略]

第 26 条、第 27 条 [略]

目次

前文

第 1 章～第 7 章 [略]

第 8 章 神戸市安全なまちづくりに
関する懇話会（第 26 条）

第 9 章 [略]

附則

第 8 章 神戸市安全なまちづく
りに関する懇話会

（懇話会の設置）

第 26 条 市長の附属機関として、神戸
市安全なまちづくりに関する懇話会
（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、市長の諮問に応じ、安全
に関する基本的施策及び市域におけ
る安全なまちづくりに関する基本的
事項を調査審議するものとする。

3 懇話会は、安全に関する施策及び
市域における安全なまちづくりに関
する事項に関し、市長に意見を述べ
ることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、懇話
会の組織及び運営に関し必要な事項
は、規則で定める。

第 9 章 [略]

第 27 条、第 28 条 [略]

（屋外広告物条例の一部改正）

第 6 条 神戸市屋外広告物条例（平成 12 年 1 月条例第 50 号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(規格及び許可の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>(規格及び許可の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>

(男女共同参画の推進に関する条例の一部改正)

第7条 神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成15年3月条例第57号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（雇用等の分野における男女共同参画の推進）</p> <p>第16条　〔略〕</p> <p>2、3　〔略〕</p>	<p>（雇用等の分野における男女共同参画の推進）</p> <p>第16条　〔略〕</p> <p>2、3　〔略〕</p> <p><u>4　市は、男女共同参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者の表彰を行い、当該取組を公表するものとする。</u></p> <p><u>第16条の2　市長の附属機関として、神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2　選考委員会は、前条第4項に規定する事業者の表彰に係る受賞者の選考に関する事務を行う。</u></p> <p><u>3　前項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

(市民等からの申出の処理)

第20条

市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合で、必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴いた上で、適切な措置を講じるものとする。

(市民等からの申出の処理)

第20条 市長の附属機関として、男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

<p><u>3</u> 市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p>	<p><u>6</u> 市長は、前項の措置を行うに当たって、必要があると認めるときは、<u>第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>7</u> 前各項に定めるもののほか、市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	--

(交通安全対策会議条例の廃止)

第8条 神戸市交通安全対策会議条例(昭和46年3月条例第59号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。

第 13 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇給等の基準)	(昇給等の基準)
第 4 条 [略]	第 4 条 [略]
2～11 [略]	2～11 [略]
12 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の <u>定年前再任用短時間勤務職員の項</u> に掲げる基準給料月額のうち、第 2 項の規定に	12 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の <u>定年前再任用短時間勤務職員の欄</u> に掲げる基準給料月額のうち、第 2 項の規定に

より当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、第4条の3に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に該当する職員をいう。以下同じ。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び任期付職員法第4条の規定により採用された職員（以下「任期付フルタイム勤務職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 [略]

より当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、第4条の3に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に該当する職員をいう。以下同じ。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 [略]

(住居手当)

第8条の3 [略]

2 住居手当の支給区分及びその月額
は、4,000円(借家又は借間を住居と
している者であつて人事委員会規則
で定めるものについては、19,000円)
を超えない範囲内において、人事委
員会規則で定める。ただし、人事委員
会規則で特に定める者については、
これらの額に15,000円を超えない範
囲内において、人事委員会規則で定
める額を加算した額とすることがで
きる。

3 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 医療職給料表(1)の適用
を受ける職員又はこれに準ずる者で
あつて人事委員会規則で定めるもの
の職のうち採用による欠員の補充が
困難であると認められる職で人事委
員会規則で定めるものには、月額
251,700円を超えない範囲内の額を、
採用の日の属する月の翌月(その日
が月の初日であるときは、その日の
属する月)から35年以内の期間、初任
給調整手当として支給する。

(住居手当)

第8条の3 [略]

2 住居手当の支給区分及びその月額
は、4,000円(借家又は借間を住居と
している者であつて人事委員会規則
で定めるものについては、19,000円)
を超えない範囲内において、人事委
員会規則で定める。

3 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 次の各号に掲げる職に新
たに採用された職員には、当該各号
に掲げる額を超えない範囲内の額
を、採用の日の属する月の翌月(その
日が月の初日であるときは、その日
の属する月)から、第1号に掲げる職
に係るものにあつては35年以内、第
2号に掲げる職に係るものにあつて
は21年以内、第3号に掲げる職に係
るものにあつては5年以内の期間、
初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受け
る職員又はこれに準ずる者であつ
て人事委員会規則で定めるものの

職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 251,700円

(2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 8,500円

(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 2,500円

2、3 [略]

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2～5 [略]

6、7 [略]

(期末手当等)

第19条 職員に対しては、別に条例の定めるところにより、期末手当等を支給する。

2、3 [略]

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2～5 [略]

6 任期付職員法第4条の規定により採用された職員については、第4条第6項から第11項まで及び第8条の2第4項の規定は、適用しない。

7、8 [略]

(期末手当等)

第19条 職員に対しては、別に条例の定めるところにより、期末手当等(会計年度任用職員にあつては、期末手

(パートタイム会計年度任用職員の
給与等)

第20条の2 法第22条の2第1項第1
号に掲げる職員(以下「パートタイム
会計年度任用職員」という。)の給与
は、前各条(第19条を除く。)の規定
にかかわらず、フルタイム会計年度
任用職員に支給される給料に相当す
る報酬(以下「基本報酬」という。)、
第8条の2(第4項を除く。)、第10
条、第10条の6、第10条の7及び第13
条から第16条の2までの規定により
フルタイム会計年度任用職員に支給
される手当の例により計算して得た
額の報酬並びに第19条の規定による
期末手当等とする。

2～10 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に5,000円をそれぞれ加算した額とする。

当)を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の
給与等)

第20条の2 法第22条の2第1項第1
号に掲げる職員(以下「パートタイム
会計年度任用職員」という。)の給与
は、前各条(第19条を除く。)の規定
にかかわらず、フルタイム会計年度
任用職員に支給される給料に相当す
る報酬(以下「基本報酬」という。)、
第8条の2(第4項を除く。)、第10
条、第10条の6、第10条の7及び第13
条から第16条の2までの規定により
フルタイム会計年度任用職員に支給
される手当の例により計算して得た
額の報酬並びに第19条の規定による
期末手当とする。

2～10 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。

3 [略]	3 [略]
別表第2 消防職給料表(第3条関係)	別表第2 消防職給料表(第3条関係)
[略]	[略]
備考	備考
1 [略]	1 [略]
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に <u>5,000円</u> をそれぞれ加算した額とする。	2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に <u>3,700円</u> をそれぞれ加算した額とする。
3 [略]	3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		[略]	[略]	314,200 (333,800) (353,400) (381,900)	[略]	[略]

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		[略]	[略]	314,200	[略]	[略]

備考

備考

1、2 [略]

1、2 [略]

3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は総括主幹教諭及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、中段の括弧内の給料月額は専門官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は統括官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

ウ、エ [略]

ウ、エ [略]

オ 教育職給料表(5)

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	298,600 (325,000) (353,400) (381,900)	[略]	[略]

備考

1、2 [略]

3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は総括主幹教諭及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、中段の括弧内の給料月額は専門官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は統括官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	298,600	[略]	[略]

備考

1、2 [略]

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	[略]	[略]	[略]
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	[略]	[略]	[略]
	1	167,100	192,900	224,800			
	2	168,200	194,600	226,600			
	3	169,300	196,300	228,400			
	4	170,400	198,000	230,100			
	5	171,500	199,600	231,800			
	6	172,600	201,300	233,500			
	7	173,700	203,000	235,200			
	8	174,800	204,700	237,000			
	9	176,100	206,200	238,800			
	10	177,500	207,900	240,500			
	11	178,800	209,500	242,200			
	12	180,100	211,100	243,800			
	13	181,200	212,700	244,900			
	14	182,500	214,500	246,700			
	15	183,800	216,300	248,500			
	16	185,100	218,100	250,100			
	17	186,600	219,700	251,400			
	18	188,200	221,700	253,300			
	19	189,800	223,700	255,200			
	20	191,400	225,700	257,100			
	21	192,900	227,700	258,500			
	22	194,600	229,300	260,500			
	23	196,300	230,900	262,500			
	24	198,000	232,500	264,500			
	25	199,600	234,000	265,800			
	26	201,300	235,400	267,600			
	27	203,000	236,900	269,400			
	28	204,700	238,400	271,200			
	29	206,200	239,400	272,500			
	30	207,900	241,000	274,500			
	31	209,500	242,600	276,500			
	32	211,100	244,200	278,500			
	33	212,700	245,400	279,900			
	34	214,500	247,200	281,800			
	35	216,300	249,000	283,800			
	36	218,100	250,700	285,700			
	37	219,700	251,900	286,900			
	38	220,600	253,600	288,700			
	39	221,500	255,300	290,400			
	40	222,400	257,000	292,200			
	41	223,400	258,100	293,600			
	42	224,200	259,500	295,400			
	43	225,000	260,900	297,000			
	44	225,800	262,300	298,800			
	45	226,500	263,100	300,100			
	46	227,500	265,000	302,000			
	47	228,500	266,900	303,800			
	48	229,500	268,800	305,600			
	49	229,800	270,200	306,900			
	50	230,800	272,000	308,800			
	51	231,800	273,900	310,700			
	52	232,800	275,800	312,500			
53	233,300	277,200	314,000				

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	[略]	[略]	[略]
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	[略]	[略]	[略]
	1	159,500	185,300	217,200			
	2	160,600	187,000	219,000			
	3	161,700	188,700	220,800			
	4	162,800	190,400	222,500			
	5	163,900	192,000	224,200			
	6	165,000	193,700	225,900			
	7	166,100	195,400	227,600			
	8	167,200	197,100	229,400			
	9	168,500	198,600	231,200			
	10	169,900	200,300	232,900			
	11	171,200	201,900	234,600			
	12	172,500	203,500	236,200			
	13	173,600	205,100	237,800			
	14	174,900	206,900	239,600			
	15	176,200	208,700	241,400			
	16	177,500	210,500	243,000			
	17	179,000	212,100	244,700			
	18	180,600	214,100	246,600			
	19	182,200	216,100	248,500			
	20	183,800	218,100	250,400			
	21	185,300	220,100	252,300			
	22	187,000	221,700	254,300			
	23	188,700	223,300	256,300			
	24	190,400	224,900	258,300			
	25	192,000	226,400	260,100			
	26	193,700	227,800	261,900			
	27	195,400	229,300	263,700			
	28	197,100	230,800	265,500			
	29	198,600	232,300	267,300			
	30	200,300	233,900	269,300			
	31	201,900	235,500	271,300			
	32	203,500	237,100	273,300			
	33	205,100	238,700	275,100			
	34	206,900	240,500	277,000			
	35	208,700	242,300	279,000			
	36	210,500	244,000	280,900			
	37	212,100	245,700	282,700			
	38	213,000	247,400	284,500			
	39	213,900	249,100	286,200			
	40	214,800	250,800	288,000			
	41	215,800	252,400	289,800			
	42	216,600	253,800	291,600			
	43	217,400	255,200	293,200			
	44	218,200	256,600	295,000			
	45	218,900	257,900	296,700			
	46	219,900	259,800	298,600			
	47	220,900	261,700	300,400			
	48	221,900	263,600	302,200			
	49	222,700	265,400	304,100			
	50	223,700	267,200	306,000			
	51	224,700	269,100	307,900			
	52	225,700	271,000	309,700			
53	226,600	273,000	311,600				

54	234,300	279,200	315,900
55	235,300	281,100	317,700
56	236,300	283,000	319,500
57	236,800	284,500	320,500
58	237,600	286,100	322,400
59	238,400	287,700	324,300
60	239,200	289,200	326,200
61	239,500	290,300	327,200
62	240,200	291,800	329,000
63	240,900	293,300	330,700
64	241,700	294,800	332,400
65	241,900	295,700	333,400
66	242,600	297,400	334,500
67	243,400	299,100	335,500
68	244,100	300,700	336,500
69	244,400	302,000	337,600
70	245,100	303,600	338,500
71	245,800	305,200	339,400
72	246,600	306,700	340,300
73	246,700	307,400	341,000
74	247,300	308,600	341,800
75	248,000	310,000	342,600
76	248,700	311,400	343,400
77	249,000	312,200	344,200
78	249,600	313,600	344,800
79	250,100	315,000	345,400
80	250,600	316,200	345,900
81	250,700	316,800	346,500
82	251,200	317,800	347,000
83	251,600	318,800	347,500
84	252,000	319,700	348,000
85	252,300	320,200	348,500
86	252,800	320,900	348,900
87	253,300	321,600	349,200
88	253,700	322,200	349,500
89	254,000	322,600	349,800
90	254,500	323,300	350,100
91	255,000	323,900	350,400
92	255,500	324,400	350,700
93	255,800	324,900	351,000
94	256,300	325,400	351,300
95	256,800	325,900	351,600
96	257,300	326,400	351,900
97	257,700	326,900	352,200
98		327,400	352,400
99		327,900	352,700
100		328,400	353,000
101		328,900	353,200
102			353,500
103			353,800
104			354,000
105			354,200
106			354,500
107			354,800
108			355,000
109			355,200
110			355,500

54	227,600	275,000	313,500
55	228,600	276,900	315,300
56	229,600	278,800	317,100
57	230,600	280,700	319,000
58	231,400	282,300	320,900
59	232,200	283,900	322,800
60	233,000	285,400	324,700
61	233,800	286,900	326,600
62	234,500	288,400	328,400
63	235,200	289,900	330,100
64	236,000	291,400	331,800
65	236,700	292,900	333,400
66	237,400	294,600	334,500
67	238,200	296,300	335,500
68	238,900	297,900	336,500
69	239,600	299,600	337,600
70	240,300	301,200	338,500
71	241,000	302,800	339,400
72	241,800	304,300	340,300
73	242,500	305,600	341,000
74	243,100	306,800	341,800
75	243,800	308,200	342,600
76	244,500	309,600	343,400
77	245,200	311,000	344,200
78	245,800	312,400	344,800
79	246,300	313,800	345,400
80	246,800	315,000	345,900
81	247,300	316,100	346,500
82	247,800	317,100	347,000
83	248,200	318,100	347,500
84	248,600	319,000	348,000
85	249,000	319,800	348,500
86	249,500	320,500	348,900
87	250,000	321,200	349,200
88	250,400	321,800	349,500
89	250,800	322,500	349,800
90	251,300	323,200	350,100
91	251,800	323,800	350,400
92	252,300	324,300	350,700
93	252,700	324,900	351,000
94	253,200	325,400	351,300
95	253,700	325,900	351,600
96	254,200	326,400	351,900
97	254,600	326,900	352,200
98		327,400	352,400
99		327,900	352,700
100		328,400	353,000
101		328,900	353,200
102			353,500
103			353,800
104			354,000
105			354,200
106			354,500
107			354,800
108			355,000
109			355,200
110			355,500

	111			355,700			
	112			355,900			
	113			356,100			
	114			356,400			
	115			356,600			
	116			356,800			
	117			357,000			
	118			357,200			
	119			357,400			
	120			357,600			
	121			357,800			
	122			358,000			
	123			358,200			
	124			358,400			
	125			358,600			
	126			358,800			
	127			359,000			
	128			359,100			
	129			359,200			
	130			359,400			
	131			359,600			
	132			359,700			
	133			359,800			
	134			360,000			
	135			360,200			
	136			360,300			
	137			360,400			
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に5,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

	111			355,700			
	112			355,900			
	113			356,100			
	114			356,400			
	115			356,600			
	116			356,800			
	117			357,000			
	118			357,200			
	119			357,400			
	120			357,600			
	121			357,800			
	122			358,000			
	123			358,200			
	124			358,400			
	125			358,600			
	126			358,800			
	127			359,000			
	128			359,100			
	129			359,200			
	130			359,400			
	131			359,600			
	132			359,700			
	133			359,800			
	134			360,000			
	135			360,200			
	136			360,300			
	137			360,400			
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第6 級別基準職務表（第3条関係）		別表第6 級別基準職務表（第3条関係）	
(1)～(3) [略]		(1)～(3) [略]	
(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表		(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表	
職務 の級	基準となる職務	職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]	[略]	[略]
3級	高等学校の主幹教諭、 <u>総括主幹教諭、専門官又は統括官の職務</u>	3級	高等学校の主幹教諭の職務
[略]	[略]	[略]	[略]
(5)、(6) [略]		(5)、(6) [略]	
(7) 教育職給料表(5)級別基準職務表		(7) 教育職給料表(5)級別基準職務表	
職務 の級	基準となる職務	職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]	[略]	[略]
3級	小学校、中学校、義務教育学校	3級	小学校、中学校、義務教育学校

	又は特別支援学校の主幹教諭、総括主幹教諭、専門官又は統括官の職務
[略]	[略]

(8)、(9) [略]

別表第7 育児休業代替任期付職員及び任期付フルタイム勤務職員の職務の級（第4条関係）

[略]

附 則

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当するものにあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得

	又は特別支援学校の主幹教諭の職務
[略]	[略]

(8)、(9) [略]

別表第7 育児休業代替任期付職員の職務の級（第4条関係）

[略]

附 則

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員 63歳

（職員退職手当金条例の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（職員）	（職員）
第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で常時勤務に服するこ	第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で常時勤務に服するこ

とを要するものをいう。ただし、次に掲げる者その他規則で定める者を除く。

(1)、(2) [略]

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者

2、3 [略]

（退職手当からの控除）

第20条 神戸市職員の給与等に関する条例第23条第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げるものについては、退職手当から控除することができる。

（施行細則の委任）

第21条 [略]

附 則

第14条 令和7年3月31日に退職した者であつて、次の各号のいずれにも該当するものに係る退職手当金条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額（附則第14条に規定する者にあつては、退職日給料月額及び退職日給料月額に附則別表の左欄に掲げる退職日における年齢の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計

とを要するものをいう。ただし、次に掲げる者その他規則で定める者を除く。

(1)、(2) [略]

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条又は第5条
の規定により採用された者

2、3 [略]

（施行細則の委任）

第20条 [略]

附 則

額。第9条の5第1項及び附則第3条において同じ。）」と、同項第1号中「又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」とあるのは、「若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は附則第14条に規定する者」とする。

(1) その者が退職した日において、
地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する者のうち、介護業務に従事する職員（規則で定める者に限る。）であつたこと。

(2) その者が退職した日において、
満60歳未満であつたこと。

(3) その者が退職する日までに、本条の規定の適用を受けたい旨を記載した申出書を任命権者に提出し、任命権者の承認を受けたこと。

附則別表（附則第14条関係）

退職日における年齢	割合
満45歳以上満50歳未満	100分の45
満50歳以上満55歳未満	100分の40
満55歳以上満58歳未満	100分の30
満58歳以上満60歳未満	100分の20

(旅費条例の一部改正)

第3条 旅費条例(昭和27年7月条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 赴任 新たに採用された職員(本市の要請により国家公務員若しくは他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつた者又は<u>専門的な知識経験等を有する者</u>その他市長が定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(4)、(5) [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 赴任 新たに採用された職員(本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつた者その他市長が定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(4)、(5) [略]</p>

2、3 [略] <u>(赴任に伴う旅費の調整)</u>	2、3 [略]
第20条 [略]	第20条 [略]

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当等の支給)	(期末手当等の支給)
第1条 [略]	第1条 [略]
2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)のうち規則で定めるものには、職員の例により <u>期末手当等</u> を支給する。	2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)のうち規則で定めるものには、職員の例により <u>期末手当</u> を支給する。
3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める基準に従い、 <u>期末手当等</u> を支給する。	3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める基準に従い、 <u>期末手当</u> を支給する。
附 則	附 則

1～18 [略]	1～18 [略] 19 フルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の135」とする。
----------	---

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき <u>34,300</u> 円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任	[略]	前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき <u>34,200</u> 円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任	[略]

<p>命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める額</p>	<p>命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める額</p>
備考 [略]	備考 [略]

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

<p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、<u>統括官、専門官、総括主幹教諭</u>、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。</p>
--	--

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第7条 神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p>	<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p>
<p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市職員の給与等に関する条</p>	<p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市職員の給与等に関する条</p>

<p>例（昭和26年3月条例第8号）第10条の6第1項<u>及び神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）第3条の2に規定する職</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>例（昭和26年3月条例第8号）第10条の6第1項<u>に規定する人事委員会規則で指定する職</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	--

第8条、第9条 [略]

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第10条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（山間部等業務手当）</u></p> <p>第15条 <u>山間部等業務手当は、経済観光局又は建設局に勤務する職員で次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>	<p><u>（鳥獣捕獲業務手当）</u></p> <p>第15条 <u>鳥獣捕獲業務手当は、経済観光局に勤務する職員で鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事するものに対し</u></p>

て支給し、その額は、日額450円とする。

(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務 日額450円

(2) 山間部等の劣悪な自然環境の場所における調査等の業務のうち規則で定めるもの 日額300円

(教育委員会職員手当)

第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

(5) 小学校又は中学校に勤務する統括官、専門官、総括主幹教諭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師(教育委員会規則で定めるものを除く。)のうち2以上の異なる学年の児童又は生徒で編制されている学級に係る業務 日額290円

(6) 夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、統括官、専門官、総括主幹教諭、主幹教諭、教諭及び助教諭
(本務として夜間学級に従事する

(教育委員会職員手当)

第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

(5) 小学校又は中学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師(教育委員会規則で定めるものを除く。)のうち2以上の異なる学年の児童又は生徒で編制されている学級に係る業務 日額290円

(6) 夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、主幹教諭、教諭及び助教諭
(本務として夜間学級に従事する者に限る。)の職務 その者の給料

者に限る。)の職務 その者の給料月額(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第43号)第3条第1項に規定する教職調整額を含む。)に100分の10を乗じて得た額を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

附 則

1、2 [略]

3 給与条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第37条第6号の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と同条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

月額(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第43号)第3条第1項に規定する教職調整額を含む。)に100分の10を乗じて得た額を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

附 則

1、2 [略]

第11条、第12条、第13条 [略]

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 [略]

(職員退職手当金条例附則第14条及び附則別表の規定の失効)

3 第2条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例附則第14条及び附則別表の規定は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(施行細則の委任)

4 第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第2条から第4条まで及び第10条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施する等に当たり、条例を改正する等の必要があるため。

第 14 号議案

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件
神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例
(手数料条例の一部改正)

第 1 条 神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料) 第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 削除</u> (5)～(158) [略]	(手数料) 第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 修学又は学業成績に関する証明</u> <u>(高等学校に限る。)</u> 1 件につき <u>300円</u> (5)～(158) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第4号、第16号及び第70号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

市民および事業者の利便性に資するに当たり、条例を改正等する必要があるため。

第 33 号議案

神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例の件
 神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例

神戸市総合教育センター条例（平成 2 年 3 月条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市教職員研修所条例</u> （設置） 第 1 条 教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、 <u>神戸市教職員研修所</u> （以下「 <u>研修所</u> 」という。）を設置する。 （位置） 第 2 条 <u>研修所</u> の位置は、次のとおりとする。	<u>神戸市総合教育センター条例</u> （設置） 第 1 条 教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、 <u>神戸市総合教育センター</u> （以下「 <u>センター</u> 」という。）を設置する。 （位置） 第 2 条 <u>センター</u> の位置は、次のとおりとする。

神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号

(事業)

第3条 研修所は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 教職員の研修に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4条 削除

(職員)

第5条 研修所に所長その他必要な職員を置く。

神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 教育職員の研修に関すること。

(2) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。

(3) 視聴覚教育に関すること。

(4) 児童及び生徒の教育相談に関すること。

(5) 心身障害児教育に関する情報の提供並びに心身障害児に対する検査及び訓練に関すること。

(6) 幼児教育に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
(視聴覚センター)

第4条 前条第3号に掲げる事業を行うため、センターに神戸市視聴覚センターを置く。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

教育機関としての研修機能の明確化及び強化をするに当たり、条例を改正する必要があるため。